

済生会八幡総合病院における診療情報の提供に関する規程

1. 基本理念

- (1) 患者に疾病の内容を十分に理解していただき、医師と患者と信頼関係を保ち、共同して疾病を克服することを目的とする。
- (2) 診療により知り得た情報、記録等は当院と患者または患者を診療する他の保険医療機関が共有すべきものであり、基本的には全ての情報が診療情報提供の対象となる。
- (3) 診療記録の開示とは、診療情報を閲覧、要約、謄写等により示し、また求められれば説明も含め、患者が疾病の内容を十分に理解できる様努めることをいう。
- (4) 患者、家族の方より診療記録の開示を求められたら、原則これに応じることとする。

2. 定義

- ・「診療情報」とは、診療の過程で、患者の身体状況、病状、治療等について、医療従事者が知り得た情報をいう。
- ・「診療記録」とは、診療録、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約その他の診療の過程で患者の身体状況、病状、治療等について作成、記録又は保存された書類、画像等の記録をいう。
- ・「診療情報の提供」とは、(1)口頭による説明、(2)説明文書の交付、(3)診療記録の開示等具体的な状況に即した適切な方法により、患者等に対して診療情報を提供することをいう。
- ・「診療記録の開示」とは、患者等の求めに応じ、診療記録を閲覧に供すること又は診療記録の写しを交付することをいう。

3. 診療情報の提供・診療記録の開示

(1) 診療情報の提供・診療記録の開示に関する原則

- ・患者等にとって理解を得やすいよう、懇切丁寧に診療情報を提供するよう努めなければならない。
- ・診療情報の提供は、(1)口頭による説明、(2)説明文書の交付、(3)診療記録の開示等具体的な状況に即した適切な方法により行われなければならない。
- ・患者等が患者の診療記録の開示を求めた場合には、原則としてこれに応じなければならない。
- ・診療記録の開示の際、患者等が補足的な説明を求めたときは、できる限り速やかにこれに応じなければならない。この場合にあつては、担当の医師等が説明を行うことが望ましい。

(2) 診療情報の提供・診療記録の開示の診療情報の範囲

- 1) 診療録（カルテ）
- 2) 手術記録、麻酔記録
- 3) 看護記録

- 4) 各種検査記録
- 5) エックス線写真
- 6) 処方内容
- 7) その他診療を目的として病院が作成又は取得した記録
- 8) 対象となる診療情報は保存期間の範囲内とする（入院：10年、外来：5年）

(3) 診療情報の提供・診療記録の開示を求め得るもの

1) 患者本人

患者が成人で判断能力がある場合。

2) 患者本人以外の者

ア 患者に法定代理人がある場合は法定代理人（患者の同意が必要）。ただし、満15歳以上の未成年者については、疾病の内容によっては本人のみの請求を認めることができる。

イ 診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人（患者の同意が必要）。

ウ 患者本人から代理権を与えられた親族（配偶者であっても患者の同意が必要）。

エ 患者が成人で判断能力に疑義がある場合、現実に患者の世話をしている親族およびこれに準ずる縁故者。

オ 遺族。ただし患者の法定相続人とする。

カ 裁判所からの調査嘱託（民事訴訟法 186 条）、送付嘱託（民事訴訟法 226 条）

キ 警察からの捜査照会（刑事訴訟法 197 条の 2）。文書による照会が必要。

(4) 診療情報の提供・診療記録の開示の全部又は一部を拒み得る場合

1) 患者本人以外の者

ア 知人。患者の同意があっても原則不可。但しその目的によっては可とすべきものもある。

イ 弁護士（弁護士法 23 条の 2）。患者の同意が無ければ不可。担当弁護士に患者の同意をとってから行う旨を連絡する。

2) 診療情報の提供が、第三者の利益を害するおそれがあるとき

3) 診療情報の提供が、患者本人の心身の状況を著しく損なうおそれがあるとき

< 1)に該当することが想定され得る事例>

- ・患者の状況等について、家族や患者の関係者が医療従事者に情報提供を行っている場合に、これらの者の同意を得ずに患者自身に当該情報を提供することにより、患者と家族や患者の関係者との人間関係が悪化するなど、これらの者の利益を害するおそれがある場合

< 2)に該当することが想定され得る事例>

- ・症状や予後、治療経過等について患者に対して十分な説明をしたとしても、患者本人に重大な心理的影響を与え、その後の治療効果等に悪影響を及ぼす場合

※ 個々の事例への適用については個別具体的に慎重に判断することが必要。

4) 診療記録の開示の申立ての全部又は一部を拒む場合には、原則として、申立人に対して文書によりその理由を示さなければならない。

4. 日常診療における診療情報の提供への対応

日常の診療における診療情報の説明において、一部の診療記録を閲覧に供する場合は本規約に拘束されない。

5. 診療情報の提供・診療記録の開示の手続き

1) 申請人は「診療情報提供申請書」を病院長宛てに提出する。代理人の場合は「同意書」を合わせて提出する。受付および事務処理は診療情報管理係が行う。

2) 診療情報の提供にあたっては、診療情報管理係、診療情報係長、医事課長、主治医（不在の場合はその診療科の上位の医師）、主治医の所属する診療科の管理責任者、院長の決裁により行う。

3) 診療情報の提供は申請後14日以内に、申請人に書面または電話で通知する。申請人が求めれば、主治医は内容の説明を行う。

6. 診療情報の提供・診療記録の開示に必要な費用の徴収

口頭による説明、閲覧については面談料を徴収する。謄写を希望する場合の費用は申請人の負担とする。

7. 他の医療従事者からの求めによる診療情報の提供

- ・患者の診療のため必要がある場合には、患者の同意を得て、その患者を診療した又は現に診療している他の医療従事者に対して、診療情報の提供を求めることができる。
- ・診療情報の提供の求めを受けた医療従事者は、患者の同意を確認した上で、診療情報を提供するものとする。

【用語の説明】

※法定代理人 代理される本人から任命されるわけではなく、直接にせよ間接にせよ法律の規定に基づいて任命される代理人。

※任意後見人 財産管理や契約締結などを本人に代わって行う人。

※法定相続人 被相続人（＝相続される人）が亡くなったときに、相続する権利がある人。

※民事訴訟法 186 条 裁判所は、必要な調査を官庁若しくは公署、外国の官庁若しくは公署又は学校、商工会議所、取引所その他の団体に嘱託することができる。

※民事訴訟法 226 条 文書の所持者にその文書の送付を嘱託することを申し立てすることができる。ただし、当事者が法令により文書の正本又は謄本の交付を求めることができる場合は、この限りでない。

※刑事訴訟法 197 条の2 公務所又は公私の団体に紹介して必要な事項の報告を求めることができる。

※弁護士法 23 条の 2 弁護士は、受任している事件について、所属弁護士会に対し、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることを申出ができる。申出があった場合において、当該弁護士会は、その申出が適当でないと認めるときは、これを拒絶することができる。

弁護士会は、前項の規定による申出に基づき、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

附則

この規程の責任者は病院長とする。

